

高知市ふるさと納税返礼品等登録基準

高知市が取り扱う「ふるさと納税」返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たしている物品（農産物、水産物、加工品等）やサービス（食事券、宿泊券、体験メニュー等）（以下、「物品等」という。）とする。

なお、物品の製造者又はサービス提供者以外の者（卸売業者等）が、物品等の登録を申請する場合には、当該物品等の製造者又は提供者の同意を必ず得ていること。

1 物品の場合

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 資産性が極めて高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。
- (4) 品質及び数量の面において、通年で安定提供（供給）が見込めるものであること。ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供する場合は、その条件内において安定提供が見込めるものであること。
- (5) 適切な状態で発送が可能なものであること。飲食物については、発送日から一定期間の賞味期限が保証されていること。賞味期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取ることができるものであること。
- (6) 寄附額の設定は5,000円以上で1,000円刻みとし、返礼品費用は寄附額の25%以内とする。
【例】返礼品費用3,000円の場合 $3,000 \text{円} / 0.25 = 12,000 \text{円}$ （返礼品率25%）
返礼品費用3,100円の場合 $3,100 \text{円} / 0.25 = 12,400 \text{円} \rightarrow 13,000 \text{円}$ （返礼品率23.8%）
- (7) 高知市が登録事業者へ支払う送料は、別表記載の上限額を上限とし、登録事業者が契約中の配送業者における高知東京間の運送料を基準に、必要最低限の額を申請すること。

2 サービスの場合

- (1) 地場産品基準に適合し、高知市内で提供されるサービスであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 資産性が極めて高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。
- (4) 品質及び数量の面において、通年で安定提供（供給）が見込めるものであること。
ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供（供給）する場合は、その条件内において安定提供（供給）が見込めるものであること。
- (5) 原則、サービスを提供する期間が1年以上（例：利用券の発行日から1年間有効）あること（日時指定のものはこの限りではない）。なお、利用券についてはサービスの対価としてのみ用いることが可能であり、同一の事業所内で物品を提供している場合は、当該物品との引き換えの対価として用いないこと。

(6) 寄附額の設定は5,000円以上で1,000円刻みとし、返礼品費用は寄附額の30%以内とする。

【例】返礼品費用3,000円の場合 $3,000 \text{円} / 0.3 = 10,000 \text{円}$ (返礼品率30%)

返礼品費用3,100円の場合 $3,100 \text{円} / 0.3 = 10,333 \text{円} \rightarrow 11,000 \text{円}$ (返礼品率28.2%)

(7) 高知市が登録事業者へ支払う送料は、別表記載の上限額を上限とし、一般書留やレターパック等の料金を基準に、必要最低限の額を申請すること。

【別表】

寄附金額 (A)	返礼品費用上限額 (物品) 【B】: 【A】の25%	返礼品費用上限 (サービス) 【C】: 【A】の30%	送料上限額 ※
5,000円	1,250円	1,500円	500円
6,000円	1,500円	1,800円	600円
7,000円	1,750円	2,100円	700円
8,000円	2,000円	2,400円	800円
9,000円	2,250円	2,700円	900円
10,000円	2,500円	3,000円	1,000円
11,000円	2,750円	3,300円	1,030円
12,000円	3,000円	3,600円	1,060円
13,000円	3,250円	3,900円	1,090円
14,000円	3,500円	4,200円	1,170円
15,000円	3,750円	4,500円	1,250円
16,000円	4,000円	4,800円	1,340円
17,000円	4,250円	5,100円	1,420円
18,000円	4,500円	5,400円	1,500円
19,000円	4,750円	5,700円	1,590円
20,000円	5,000円	6,000円	1,670円

※ 原則、送料上限額については、返礼品費用上限額(物品)【B】を3で除し、1の位を切り上げた額とする(寄附金額が20,000円を超過する返礼品については、上記の考え方に基つき算定のこと)。

※ 寄附金額が10,000円以下の返礼品に係る送料上限額については、寄附金額の1割とする。